

北九州市都市計画審議会 会長 様

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市立地適正化計画の見直しについて（諮問）

本市では、急速な人口減少と超高齢化の下においても、地域の活力を維持・増進し、都市を持続可能なものとするため、平成28年9月、北九州市立地適正化計画を策定し、コンパクトなまちづくりに取り組んでいます。

立地適正化計画については、都市再生特別措置法第84条第1項に基づき、立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることと定められています。このため、北九州市立地適正化計画においては、概ね5年を1サイクルとして、施策・事業等の見直しを行うこととしています。

また、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するため、立地適正化計画に「防災指針」を記載することとされました。

については、北九州市立地適正化計画の見直しについて、都市再生特別措置法第81条第24項及び第84条第2項の規定に基づき、北九州市都市計画審議会でのご意見をお聞きしたく諮問します。